

## 第7章 災害処方箋・災害薬袋・お薬手帳の活用

医療救護所又は避難所でDMAT及び医療救護班等が治療を行う場合は、医薬品の処方内容を災害時医療カルテに記録し、医療救護班が所持する薬剤の不足等により薬剤を直接交付しない場合は、災害処方箋（p 4 1 参考様式1）を発行<sup>\*</sup>します。

災害処方箋を応需した医療救護所内の調剤所等は、災害用緊急薬袋（p 4 2 参考様式2）に必要事項を記載し、薬剤を交付するほか、患者がお薬手帳を持参した場合は、お薬手帳に処方内容を記載して渡します。

お薬手帳は、平時から処方された医薬品名や数量等の情報を記載し、患者自らが所持するもので、避難時に所持し、記録を続けることで、災害時には服薬内容やアレルギーの有無、副作用歴等が分かることから、迅速で的確な治療や処方に繋がります。

なお、医療機関への受診が交通遮断等で困難な場合又は医療機関の被災により閉鎖されている場合等客観的にやむを得ない理由で医師の診療を受けることができないと認められる場合において、慢性疾患に係る処方内容であることが、薬歴、お薬手帳及び薬袋等から明らかに分かる場合は、事後に処方箋が提出されることを前提として保険調剤できることについて、国による通知発出後、薬務課及び関係機関は積極的に広報するよう努めます。（p 4 7 ②）

?

### 災害救助法が適用された地域では災害処方箋の発行が可能になる？！

災害処方箋は、災害救助法の適用を受けた地域でのみ（医療機関の喪失又は機能停止若しくは当該医療機関の診療可能患者数をはるかに超える患者が発生し、現に医療を受けられない者がいるときのみ）発行が可能となるので、留意が必要です。薬務課は、災害救助法の適用状況等について、適宜情報発信していきます。